

お問い合わせ・相談窓口

- 相談時間は平日の8時30分～17時15分です
- お電話番号の掛け間違いにご注意ください

健康長寿課 介護保険係

介護保険制度全般に関する相談について

〒647-8555 新宮市春日1-1 新宮市役所 健康福祉部 健康長寿課
電話 0735-23-3346（直通） FAX 0735-28-2007

新宮市地域包括支援センター

サービスの利用や高齢者全般に関する相談について
※旧熊野川町以外の全域を担当

〒647-8555 新宮市春日1-1 新宮市役所 別館 高齢者相談センター内
電話 0735-23-3306（直通） FAX 0735-28-5885

熊野川地域包括支援センター

サービスの利用や高齢者全般に関する相談について
※旧熊野川町を担当

〒647-1294 新宮市熊野川町日足324 熊野川行政局内
電話 0735-44-0370（直通） FAX 0735-44-8825

【発行】新宮市役所 健康福祉部 健康長寿課

電話 0735-23-3333 FAX 0735-28-2007

新宮市介護予防・日常生活支援総合事業

介護保険制度改正に伴い、介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)が創設され、新宮市では平成29年4月から開始となりました。

総合事業は、65歳以上の皆様が、介護が必要な状態になることを予防し(介護予防)、日常生活の自立を支援することを目的に実施します。

住み慣れた地域で自分らしく暮らすために、積極的に健康づくりや介護予防に取り組みましょう。

総合事業の実施で変わること

- 平成29年4月より、要支援1、2の方が利用できるサービスのうち、予防訪問介護(ホームヘルプ)と予防通所介護(デイサービス)が総合事業に移行するとともに、新たに創設されるサービスも利用可能となりました。
- これまでの要介護・要支援認定に加え、『事業対象者』という新しい判定区分が新設され、総合事業の利用が可能となりました。
事業対象者の判定は、『基本チェックリスト』で行われ、次ページのチェックリスト窓口で受けることができます。

新 宮 市

総合事業サービス利用までの流れ

健康長寿課、地域包括支援センター、行政局、支所に相談します
 ＊65歳以上の方、40歳から64歳の方で介護保険申請条件を満たす方及びその家族の方＊

- 介護サービスのうちホームヘルプサービスやデイサービス以外のサービスを利用したい方
 一例) 住宅改修、福祉用具レンタル、訪問看護、通所リハビリ等
- **40歳から64歳の方で介護保険申請条件を満たす方**（2号被保険者の方）
- 更新申請や区分変更申請を行う方
- チェックリストで非該当と判定された方で介護申請を希望される方

- 65歳以上の方
- 右ページに記載している総合事業のサービスのみを利用したい方
- 要介護認定結果が出るよりも早く、総合事業のサービスのみを、利用したい方

要介護認定を申請します

【窓口】



- 健康長寿課
- 新宮市地域包括支援センター
- 熊野川地域包括支援センター
- 行政局、支所

基本チェックリストを受けます

【窓口】



- 健康長寿課
- 新宮市地域包括支援センター
- 熊野川地域包括支援センター

認定結果

要介護認定

要支援認定

非該当

事業対象者

●介護給付

が利用可

●予防給付
●総合事業

が利用可

●一般介護予防事業
●高齢者福祉サービス

などが利用可

●総合事業

が利用可

総合事業のサービスについて

- 利用するサービスによって費用が加算され、自己負担額が変動します。
※自己負担額は、加算を含めたサービス費の1割（一定以上所得者は2割または3割）
- くわしくは、健康長寿課、地域包括支援センターまでお問い合わせください。

サービスの種類	サービス内容	サービス費用の目安及び対象者
予防訪問介護	有資格者の訪問介護員（ホームヘルパー）がご自宅を訪問し、日常生活上の様々な介護等、必要な支援を行います。 ※今までのホームヘルプサービス相当のサービス	週1回程度 月額 11,760 円 ※要支援1、2、事業対象者と判定された方 週2回程度 月額 23,490 円 ※要支援1、2と判定された方 週2回以上 月額 37,270 円 ※要支援2と判定された方
予防基準緩和型訪問介護	サービス事業所において、市が定めた研修を修了した者が、ご自宅を訪問し、掃除・洗濯・買い物・調理・衣類整理等の日常生活上の支援に限定したサービスを行います。 ※介護保険に定められている提供範囲となり、身体介護や草抜き等は実施できません。	1回あたり 1,500 円（60分以内） 1月あたり 4回以内の利用となります。 ※要支援1、2、事業対象者と判定された方
予防通所介護	通所介護施設（デイサービスセンター等）に通い、食事や入浴などの日常生活上の支援を日帰りで行います。 ※今までのデイサービス相当のサービス	週1回程度 月額 17,980 円 ※要支援1、事業対象者と判定された方 週2回程度 月額 36,210 円 ※要支援2と判定された方 ◇サービス費とは別に、食費等の実費が必要となります。

- 介護保険で利用できる額には、上限(支給限度額)があります。

認定段階	1ヶ月の支給限度額
要支援1、事業対象者	50,320 円
要支援2	105,310 円

※掲載している内容については、今後変更される場合があります。